

【事業者の皆さんへ】

大東市では、平成19年7月3日に「大東市ものづくりモデル地区構築事業推進協議会」（産学官の協働組織）が発足し、主に工業地域における住宅と工場との共存をめざす住工調和に向けた話し合いがはじまりました。そのなかで検討されました施策のひとつである「企業立地の促進」について、このたび本制度を創設しました。

本補助制度を活用する事業者におかれましては、本市における住工調和の趣旨を十分理解いただき、地域住民のみなさんと協力して事業を行ってください。

大東市企業立地促進 補助制度のご案内

課 題

住工トラブルの状況

①市への苦情申し立て

- 住民からの苦情件数は大幅に増加しており、騒音の苦情が最も多い。

②企業からみたトラブル状況(アンケートによる)

- 住工トラブルは「騒に生じている」「たいへん不安」がら近く、トラブルの内容は「住宅立地で苦情」や「住宅立地で事業拡大が難しい」が多い。

③住民からみたトラブル状況(アンケートによる)

- 「大型車による歩行上の危険」「交通渋滞・路上駐車」と、交通に関する不満が多く、「騒音」も多い。

住工調和に向けた関係者の意向

①企業の意向(アンケートによる)

- 操業環境保全のため、「住宅建設の規制」「開発者からの入居者への説明」「跡地への事業所誘致」「住宅構造の規制」が期待されている。
- 住工交流は、多くの企業が重要性を認識し、参加・協力意向を持っている。

②住民の意向(アンケートによる)

- トラブル解決は「お互いの理解と協力が不可欠」と思っている方が多い。
- 住工調和对策での懸念は、「公害工場の立地」「騒音等の規制緩和」と、環境悪化を危惧。
- 住工交流は、過半が関心を示し、参加・協力意向を持っている。

基本方針

ものづくりと人の顔が見えるまち

基本とする視点

①操業環境の保全

- 事業所が集積している工業系用途地域の操業環境を保全し、創造していく。

②住工交流の促進

- 住民と事業所相互の理解と協力のため、住工交流を進める。

操業環境に関する基本方針

①住工調和のまちづくり宣言

- 住工調和のまちづくりが必要であることを宣言し、条例化を検討する。

②地元協働の重視

- 大規模住宅が建設される場合、地元、行政、開発事業者が協実に対応できる工夫を図る。
- 事業所転出跡地等に別の事業所が立地する際にも同様な工夫が望まれる。

③企業立地の促進

- 事業所転出跡地に、新たな事業所の立地を誘導する。
- このため、企業立地の優遇や、事業所用地の情報提供が必要である。

④都市計画的手法の検討

- 住宅開発を抑制する都市計画的手法について、関連法規や条例の活用・改正等も視野に入れて検討する。

※住工調和基本計画の概要から抜粋

【問い合わせ先】

〒574-8555

大東市谷川1丁目1番1号 大東市産業・文化部産業経済室

TEL 072-870-4013(直通) FAX 072-870-9608 E-mail:sangyo@city.daito.jp

概 要

市内の産業集積地である工業地域・準工業地域において、新たに工場等を立地（土地・建物の取得、建物の新設・増設または建替え）する事業者に対して、大東市企業立地促進補助金を最長5年間交付します。

対象事業者

- 新たに敷地面積100平方メートル以上の土地を取得した事業者
- 事業所で床面積100平方メートル以上の新設または増設をした事業者
- 建て替えをした後の床面積が100平方メートル以上の事業所を有する事業者
- 新たに敷地面積100平方メートル以上の土地を事業の用として賃借した事業者

対象業種

日本標準産業分類で分類される下記業種

- 製造業 ● 運輸業・郵便業 ● 情報通信業 ● 卸売業



対象地域

都市計画法(昭和43年法律第100号)第9条第1項第1号に規定する本市内の工業地域・準工業地域

※対象地域は裏面を参照

補助額

- 新たに取得した土地に係る固定資産税および都市計画税の額に2分の1を乗じて得た額に相当する額
- 新たに賃借した土地の面積に次に掲げる区分に応じ、次に定める額を乗じて得た額に相当する額
- ①工業地域……1平方メートル当たり300円
- ②準工業地域……1平方メートル当たり200円
- 新設もしくは増設または建て替えた事業所に係る固定資産税および都市計画税の額に2分の1を乗じて得た額に相当する額

